

**国連マクドゥーガル報告全訳「戦時・性暴力をどう裁くか」出版記念
ゲイ・マクドゥーガル講演会
戦時・性暴力をどう終わらせるか—国際法から見た日本軍性奴隷制**

1997年、わたしは、国連人権小委員会で、戦時下の組織的強かん、性奴隷制、奴隷制類似の慣行に関する研究を完成させるよう指名されました。この研究は、既存の国際人権法、国際人道法、国際刑法の枠組みについて、戦時下の性暴力に適用できるものを検討したものです。報告書は人権小委員会で歓迎され、支持され、特別報告者としてのわたしの任期はもう一年延長されることになりました。現在、この報告書の最新版を準備中で、これは来年8月、小委員会の次回会期に提出されます。

この報告書の付属文書は事例研究で、第二次世界大戦中の日本軍性奴隷制についてです。この事例は、戦時の組織的強かんと性奴隷制の中でも史上最も凄まじい例の一つであって、政府の高いレベルで企画や政策への関与がなされたことが疑われる例です。事実、報告書でも述べたように、いわゆる「慰安婦」問題こそは、国連が戦時下の組織的強かんと性奴隷制について研究を行うよう決定した最大のきっかけの一つだったのです。

今日は、未だ解決されず懸案のこの「慰安婦」問題が、わたしたちが生きる今日の世界でどんな位置にあるかについてお話しします。50年以上前に起きたことが、現在の武力紛争で女性たちにいま起きていることとどんな風に分ち難く結びついているか、特にお話したいと思っています。

たったいま、この瞬間も、たくさんの武力紛争が行われています。そのほとんどは、国家と国家の間で行われるいわゆる戦争ではなく国内紛争で、近所の住人同士が戦っているのです。しかし、戦争か内紛か、戦いがどれだけ激しいかなどに関わらず、同じ形式の人権侵害が繰り返し行われています。武器を持たない人たちの大量虐殺、捕虜の虐待、救援関係者に対する攻撃、拷問、強制移住、強制労働、行方不明、手続きに基づかない拘禁、そして、わたしの報告のテーマでもある、強かんなどの性奴隷制と性暴力です。

女性たち、少女たちは強かん収容所に閉じ込められます。第二次大戦中、日本軍は自分たちの強かん所を「慰安所」と呼びましたが、この表現はあまりに婉曲的で不愉快なほどです。女性たち少女たちはまた、戦闘員と強制的にいわゆる「結婚」をさせられます。「結婚」ということばが、恥ずべきことに、強制労働と性奴隷制を示すために使われるのです。女性たち少女たちはまた、さらわれて、性的虐待や拷問を受け、身体の一部を切り取られ、強制的に妊娠させられ、集団に強かんされ、公衆の面前で強かんされ、強制的に売春をさせられます。わたしの報告書の立場は、こうした残虐行為は犯罪として、特に人道に対する罪、奴隷制、ジェノサイド、戦争犯罪や拷問などの罪として、きちんと特定されなくてはならない、というものです。加害者は責任を問われなくてはなりません。被害者は、法的な損害賠償など、刑事上も民法上も十分な補償救済を受けなくてはなりません。

なぜ、性奴隷制や性暴力が武力紛争のたびにこれほど多く行われてきたのか、理由はいくつもあるでしょう。その一部としては、

1. ある集団を恐怖に陥れるのに効果的な手段である
2. 「敵」の士気を挫くのに効果的な手段である
3. 武力紛争で生じる暴力的な無法状態が、こうした犯罪の余地を生む
4. 女性の身体や性が「戦利品」と見られている
5. 軍事教育が、本質的に戦闘員の感受性を鈍くし、「敵」を人間と思わなくなるようにつくられている

6. 兵士が自分自身のサディズムや病理を戦闘で表現する
7. 個々の人間の良心が集団の論理や上官の命令に従わされることが多い
8. 女性・少女が、社会で一般に軽んじられている
9. 人種差別、排外主義、民族的憎悪などが、特定の集団の女性や少女に向けられることが多い
10. 性暴力が「民族浄化」の手段とされ、そのため強制妊娠、出産の妨害、深刻な身体的精神的苦痛を強いることなどが行われる

日本軍性奴隷制の場合、日本政府が公的な文書でいわゆる「慰安所」設置の理由としてあげていたのは、占領地の住民に対する強かんの防止、性病の予防、スパイ活動の防止です。つまり、「慰安所」制度の根底にある原理とは、女性たち少女たちに対する組織的・継続的強かんは中央の管理に基づいて行うべきである、という考え方です。

性奴隷制、性暴力の原因に立ち向かうには、個々の人間がこのような犯罪を犯さないためのもっと強い理由が必要です。人間の生命と尊厳に対する尊重の念だけでは充分ではないとすれば、加害者を責任に問うこと、加害者が必ず裁かれることが、性暴力の予防には欠かせないのです。

わたしたちがみないやというほどわかっていることですが、性奴隷制や性暴力は、一つの国、一つの地方に限られたことではありません。一つの武力紛争、一つの内乱、歴史の一時期だけのものでもありません。残念なことに、歴史は、そのまま放置しておくことと繰り返すものなのです。だからこそ、過去の犯罪の見直しに、遅すぎるといえることはありません。その犯罪が、まだ補償救済が行われていないならなおのことです。将来の武力紛争で女性を性奴隷制と性暴力から守れるかどうかは、わたしたちが、こうした犯罪の不処罰に、今、終止符を打つことができるかどうかにかかっているのです。

今日も、コソボでは、アルバニア系の女性たち少女たちは、国境を越えようと待つ列からセルビア人兵士に引き出され、近くの建物に連れ込まれて強かんされています。今日も、若い女性たち少女たちが、ウガンダで、シエラ・レオネで、アルジェリアで、家や学校からさらわれ、反政府勢力の戦闘員によって性奴隷とされています。今日も、リベリアで、ブルンディで、コンゴ民主主義共和国で、ビルマで、ペルーで、女性たち少女たちは軍隊や警察、反政府勢力に強かんされているのです。スリランカではタミル人の女性たち少女たちが、インドネシアでは中国系の女性たち少女たちが、女性であり民族が違うというだけで、性的虐待にさらされています。このリストにはきりがありません。

戦時下の組織的強かんや性奴隷制に関するわたしの報告書の根本的なねらいは、わたしたちが地球社会としてともに何に取り組めば、このリストが伸び続けるのを防ぐ役に立つのか、検証することです。わたしの報告書では、国際刑法に焦点を当てています。不処罰の循環を断ち切り、性暴力を戦争の手段として利用することをやめさせる効果的な行動のための、実りある分野だからです。不処罰を終わらせるということは、違反が処罰されなかったり補償されなかったりすることがなくなる、ということです。

戦時・性暴力の不処罰の問題は、より大きな問題、つまり、女性に対する日々の暴力や差別がなぜ処罰されないか、と関係があります。世界の国の中には、女性に対する平時の強かんや性暴力を、犯罪と見ないところさえいくつもあるのです。女性が補償救済を求めようとしてぶつかる問題は、多くの場合、どの社会でも呆然とするほど似ています。性暴力の被害者が被害を訴えると社会から白い目で見られ、仲間はずれにされるのも共通です。多くの場合に、恥であるとか、不面目である、名誉や尊厳を失った、など、加害者にこそふさわしいことが、被害者と結び付けられます。しかも、女性性は社会で従属的な位置におかれ不平等な扱いを受けているため、被害への補償救済を受けること、身体的にも心理的にも苦しい後遺症を越えて、自分自身で力を取り戻せる形で生活を立て直すことが、いっそう難しいのです。

武力紛争は、女性が世界中で日々直面する暴力と差別をいっそう悪化させます。武力紛争はまた、人種差別、排他主義などの憎しみを混ぜ合わせ、マイノリティの女性たちを特に危険に曝します。今日の講演の表題の前半は「戦時・性暴力をどう終わらせるか」ですが、これに対する簡単な答えは（１）女性に対する日々の暴力をなくす（２）武力紛争をなくすです。究極的な課題は、暴力に対する不処罰の循環を断ち切ることでなく、暴力の循環そのものをなくすことなのです。このためには、あらゆる人間が自分の社会の経済的、社会的、政治的、文化的な生活に平等に参加する権利を、保障し、促進することが必要となります。

もう一つ付け加えたいのは、戦時下の性奴隷制や性暴力の国際犯罪の不処罰の問題は、国際犯罪自体の不処罰の問題と関係がある点です。残虐行為や人権の重大な侵害など残酷なすべての行為を防ぐためには、加害者が責任に問われ、被害者が十分な補償救済を受けることが不可欠です。

前向きな変革が、不処罰を終わらせ第二次大戦中の不正義を正すために行われています——少なくとも、ヨーロッパ戦線に関しては。例えば、ディンコ・サキッチは、現在76歳ですが、クロアチアで裁判にかけています。ナチスの収容所の所長時代に犯したとされる罪についての裁判です。ナチスSS大佐だったエーリヒ・ブリーブケは、1998年11月、有罪とされ終身刑を受けましたが、これはイタリアで1944年に行われた民間人335人の虐殺への関与に対するものです。1999年4月にはイギリスの法廷で、アンソニー・サヴォニークが、ゲシュタポ時代にナチ占領下のベラルーシで犯した戦争犯罪により終身刑とされました。

戦時強制労働の補償についても進展が見られます。2ヶ月前には、東京に本社を置く企業日本鋼管が、第二次大戦中に強制労働をさせられた韓国人男性一人に補償を行うことで和解しました。

戦時強制労働については、ドイツとアメリカの企業に対しても補償が求められています。ドイツの企業12社は、奴隷労働被害者への損害賠償のため基金を設置することを表明しました。また、1998年8月には、スイスの複数の主要銀行が、ホロコースト被害者に対する損害賠償のため総額12.5億ドルの基金を設置することで合意しました。これは、ナチスに略奪されスイスの銀行に隠されてきた預金、金その他の資産に関するものです。

不処罰の問題に光をあてたできごとには、チリのかつての独裁者アウグスト・ピノチェトのスペインへの引き渡しをめぐる対立の問題や、カンボジアのクメール・ルージュの指導者たちが今後どうなるかなどがあります。旧ユーゴでは相変わらずあの手におえないスロボダン・ミロシェビッチ率いる問題が続いています。これらは、政治的配慮や、法的手続きの複雑さ、実際問題としての難しさなどが、補償救済の性格に影響を与えそうな例です。しかし、わたしたちが自ら真実や正義を求めることから身を引くほどの理由は何もありません。わたしがここで「わたしたち」と言うのは、国際人権法、国際人道法、国際刑法の重大な侵害は、まさに人類共通の問題だからです。

ミロシェビッチ大統領は、不処罰の循環は断ち切られることがなければいつまでも続く、という、最新の例です。ボスニアでの「民族浄化」の責任を取らずに済んだのですから、その彼がコソボで同じことをするのを止めるものはあったでしょうか？ わたしたち国際人権問題に携わる者は、ミロシェビッチ大統領がつい先日、旧ユーゴ法廷に起訴されたことを歓迎しています。国連人権委員会が最近の決議で述べたように、「国際人権法・人道法を犯しても処罰されないという期待は、そうした違反行為を助長する」ものなのです。

旧ユーゴ、ルワンダの両国際法廷は、戦時下の性奴隷制と性暴力は処罰されないという期待を減らすため、重要な貢献をしました。注目すべき点として、ジェンダーに関わる犯罪を担当する法律部門が共通で、パトリシア・セラーズ副検察官という女性が率いていることがあげられるでしょう。

旧ユーゴ法廷設置の大きなきっかけは、ボスニアで女性たちに行われた性暴力でした。起訴状の半分以上がジェンダー暴力の犯罪を含みます。すでに判決が出た事例も3件は性暴力と関わるものです。第一審裁判部は、シェレピチの事例で、「レイプなど性暴力は拷問の犯罪として訴追することができ、また訴追すべきである」としてわたしの報告書を利用しています。この判決は、旧ユーゴ

法廷がレイプを拷問として有罪を宣告した初めての事例です。報告書にも出てくるフォツァの事例は今も審理中です。この被告たちは、女性・少女9人を一軒の家に閉じ込め、3ヶ月にわたって強制労働と性奴隷制で苦しめたことで罪に問われています。この事例は、性暴力が奴隷化の罪に問われる初めての事例です。

ルワンダ法廷は、当初は性暴力の関わる事例の追求にあまり積極的ではありませんでした。しかし、これまで起訴されたうち少なくとも1件に、性暴力が含まれています。興味深いことに、この事例では、容疑者の一人は女性で、女性たちに強制して公衆の面前で服を脱がせたとして罪に問われています。

ルワンダ法廷の最も最近の事例に、元村長ジャン＝ポール・アカイエスの裁判があります。元の起訴状では性暴力は全く取り上げていませんでしたが、何人かの証人が、強かん、性的虐待、強制的に服を脱がせるなどの行為について証言したため、検察官は直ちに起訴状を修正し、新たに性暴力の罪も問うこととしました。第一審裁判部は、強かんと性暴力はジェノサイド、人道に対する罪、拷問の罪の実行行為にあたると認めました。また、被告人自身は性暴力行為をしていないのですが、犯罪行為を命令し、扇動し、助長したことについて責任があるとされたのです。

両法廷でのこうした重要な進展に加えて、国際刑事裁判所も、国際人道法にとって、また不処罰を終わらせる運動にとって、歓迎すべき進歩です。1998年7月17日、国際刑事裁判所設置規程がローマで採択されました。この裁判所が管轄する主要な犯罪は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪となります。また、侵略の罪は今後の定義を待つことになります。

国際刑事裁判所設置規程は、ジェンダーと、ジェンダー犯罪について、明確な表現で規定しています。例えば、強かんや性奴隷制など、何種類かの性暴力行為について、人道に対する罪や戦争犯罪にあたると明文で規定しています。また、裁判所自体、裁判官の女性と男性の数が公平であるべきとします。被害者への補償の支払に関する規定も入っています。しかしながら、国際刑事裁判所は、この規程が発効した後で起きた犯罪しか扱うことができません。このため、過去の残虐行為、特に第二次大戦中の軍隊性奴隷制に引きずり込まれた被害者たちは、正義の実現をこの裁判所以外に求めなくてはなりません。

ここにお集まりの皆さんは全員、元「慰安婦」に正義をもたらすためのさまざまな努力、例えば日本の裁判所で継続中のいくつもの裁判のことなど、わたしよりはるかによくご存知でしょう。元「慰安婦」のための運動は、地域レベル、全国レベル、国際レベルのそれぞれで、政策提言活動にとって一つのモデルとなっています。絶え間ない、国境を越えた努力で、広報活動や教育、訴訟、ロビー活動、街頭デモ、各国政府や国連への直接のはたらきかけなどを組み合わせ、マス・メディアや芸術、今日のようなフォーラムなどを通じて、性奴隷制の被害者たち支援の運動家たち、ここにお集まりのみなさんだけでなく世界中のそういう人々が、日本軍性奴隷制の問題を、世界が注目する問題としたのです。

さらに、「女性国際戦犯法廷」が2000年に予定されていますが、これは、20万人を越える女性とまだ子どもの少女たちが日本の政府と軍隊に奴隷にされたこの問題を問う、重要で力強い場となるでしょう。いわゆる「慰安婦」のうち、その試練を生き抜くことができたのはわずか25%だと言われます。当時生き残っても、いまも生きておられるかたは普通よりも少ないのです。そういうかたのうち何人ものかたが、世界にその体験を語り、その気品、名誉と尊厳でわたしたちの心を動かしました。わたしは、軍隊性奴隷制を生き抜いた被害者のかたたちすべての、比類ない決意と勇気をたたえます。彼女たちが失ったものが、完全に償われることなどあり得るものでしょうか。そして、あの試練を語ることが、もう一度その場を生きることであり、話すたびに苦しい思いをしておられるのは明らかです。わたしたちは、名乗り出たことによる彼女たちの苦しみを、どんなに少なくとも決して無駄にはしない、と、誓おうではありませんか。

山口地方裁判所下関支部は、韓国の元「慰安婦」3人に対し、一人あたり30万円を支払うよう

判決を出しましたが、この裁判で3人は、自分たちがどのようにだまされて家を離れ、強かん所に入れられて恐怖と残酷さに苦しんだかを証言しました。

ハ・スンニョさんは当時19歳で、上海に連れて行かれました。長屋の小さな部屋に入れられ、そこで朝から晩まで兵士たちに強かんされる毎日でした。たびたび殴られ、一度は50センチほどの長さの櫂の棍棒で殴られたこともありました。戦争が終わるとそのまま放置され、ようやく家に帰ってきたときには、お父さんはすでに亡くなっていました。ハさんは、おかあさんには料理と洗濯をして働いてきたと話しました。

パク・トゥリさんは、日本の工場で働くことになると思っていたのですが、実際に連れて行かれたのは台湾の強かん所でした。毎日10人ほどの兵士と無理やりセックスをさせられ、休みの日は月に一日しかなく、何度も殴られました。そして、パクさんも、戦後とうとう家に帰れた後は、家族に対しても自分の過去を隠したのです。

イ・スンドクさんは、だまされ、無理やりに上海の陸軍駐屯地に連れて行かれました。イさんと他の14-15人の少女たちは、小さな小屋がいくつも陸軍のテントを囲むように建っているところに入れられました。イさんは、到着後すぐに一人の将校に強かんされ、その後は、毎日8人から9人ほど、日曜日には17人から18人の兵士に強かんされ、それが8年も続きました。何度も殴られ、一人の兵士がイさんの腹を蹴り、背中に剣で切り付けたこともありました。戦争が終わるとそのまま上海に放置され、ようやく家に辿り着くとご両親はすでに亡くなった後でした。そして、イさんも自分の過去を誰にも話しませんでした。

これはたった3人の物語です。20万分の3に過ぎません。けれど、どの物語も、その人が身を持って体験したことであり、どの苦しみも他に二つとない苦しみであり、どんな証言も注目に値するものです。わたしたちは、如何に組織的に性奴隷制が実施されたかを認識し、一体となって対応策を講じなくてはなりません。常に立ち止まって、それぞれの女性の痛みを、それぞれの女性が癒しを必要とすることを、しっかりと見つめなくてはなりません。フィリピンの46人の元「慰安婦」女性の訴えが退けられた昨年の東京地裁の判決では、特に落胆させられたのは、裁判所が、一人ひとりの原告が証言した事実や体験を、認めることさえしなかった点です。裁判所が5年もかけて、こんなにつかりするような結論にたどりつく間に、原告のうち7人の女性が亡くなりました。

あるとき、軍隊性奴隷制の被害女性が一人、ワシントンのわたしの事務所をわざわざ訪ねてくださいました。そのときに、こうおっしゃいました。「日本は、わたしのような娘たちを何千人も性奴隷制に引きずり込んだのに、戦争に負けるとわたしたちはそのまま捨てられたのです。いまは、わたしたち被害者はみんな、もう歳を取って弱くなっています。早く解決して平和に暮らせるようになってほしいのです。」元「慰安婦」の女性たち、そして、性奴隷制や性暴力のあらゆる被害者が平和に暮らすには、何が必要でしょうか？ 報告書でわたしは、いくつもの具体的な勧告をしましたが、それは全て、次の二つの概念で要約できます。真実と正義です。

まず真実から始めましょう。日本政府は、すでに、慰安所制度の設置と運営に政府と軍が公式に関与していたことを、自ら認めています。多くの「慰安婦」が強制的にあるいはだまされて徴集されたことも認めています。日本政府が認めないのは、「慰安婦」制度が軍隊性奴隷制であり、国際人権法、国際人道法、国際刑法の侵害、特に人道に対する罪にあたるという点です。これが、わたしの報告書の法律的分析の結論です。この分析は、公式文書や報告書で日本政府が自発的に認めた事実のみに基づいて行われたものです。

日本に法的賠償責任はないとする政府の主張は全く説得力がありません。ことに、「慰安婦」制度は奴隷制ではなく、仮にあたるとしても奴隷制自体が当時は法的に禁止されていない、という主張は特に説得力がありません。日本政府はまた、あらゆる機会をとらえては、「慰安婦」問題は戦後の平和協定や賠償協定で解決済みと主張しています。しかし、1992年までは日本政府は問題の存在さえ否定してきたのです。その事実を見ればそれだけで、日本政府が50年前に解決済みであると主

張するのは許されないことなのです。

真実の重要性は時の経過とともに薄らぐものではありません。50年にわたる否定とごまかしは、容易に正せるものではありません。日本では市民や政治家など多くの人たちが、慰安所は単なる売春宿であって強かん所ではない、「慰安婦」は自発的な売春婦であって性奴隷ではない、「慰安婦」制度は民間人の営業であって政府や軍の活動の一環ではない、と言い張っています。教科書から「慰安婦」に関する記述の一切を消そうという努力さえ行われています。つまり、これが真実だとある時点で言うだけでは不十分なのです。人々に伝える努力を続ける必要があります、歴史を改ざんし真実を否定しようとする動きには力強く立ち向かう必要があるのです。

真実に加えて、正義もなくってはなりません。この場合は、調査、訴追と法的な損害賠償が必要です。日本軍の将兵は、自分が犯したどの不法な行為についても、一人ひとりが責任を問われなくてはなりません。これは日本国内の裁判所であっても、そうした訴追の規定がある外国の裁判所であってもかまいません。軍隊性奴隷制の個々の被害者には、自分の受けた苦しみに対して、法的な損害賠償が提供されなくてはなりません。

わたしの報告書は、日本の人々が元「慰安婦」に対する償いと支援の気持ちを表現することは歓迎していますが、アジア女性基金では日本の法的責任は果たされない、という立場です。アジア女性基金は、あまりにも多くの分裂や対立の焦点となってきました。そして、大半の被害女性は基金を受け入れていません。アジア女性基金は、日本が損害賠償の法的責任を避ける手段と目される限り、どんなにいいことをしても、つねに、疑いや怒りの目につきまといわれてしまいます。

「慰安婦」制度についてのわたしの報告に対する日本政府の対応は、法的責任の問題に集中するよりも、「元「慰安婦」が高齢であることを十分に考慮して、被害者のために何ができるか」に集中する方がよかろう、というものでした。

日本政府が元「慰安婦」のために実際にできることとは、法的責任を認めることに他なりません。そうすることによってのみ、日本政府は、軍隊性奴隷制の被害者たちの生命と記憶を、真に尊重することができるようになるのです。これは日本政府だけのことではありません。他にもいくつもの政府が、過去や現在の武力紛争で性奴隷制や性暴力に責任があります。しかし、日本政府は、世界にとってよい例を示す、とても重要な機会に恵まれているのです。

真実と正義をとおして、和解と癒しは生まれます。そして、過去に対する癒しがあるところにこそ、未来への希望はあるのです。

1999年6月1日

東京ウィメンズプラザにて